

# 岐阜県公報

号外 (1) 平成二十四年八月二十七日

三 次

監査実施機関

定期監査の結果に関する報告の公表

(監査委員)

一

岐阜県監査委員会第十五回

地方公衆法(昭和二十九年法律第六十七号)第四十九条第一項及び第四項の規定による監査(十四年七月一日から同年七月三十日まで)執行した定期監査の結果に関する監査を終ったので、同条第九項の規定による次のとおり公表する。

平成二十四年八月二十七日

岐阜県監査委員 小川恒雄  
岐阜県監査委員 森鶴石  
岐阜県監査委員 飼井直良  
岐阜県監査委員 謙子弘誠  
岐阜県監査委員 實子誠弘

## 第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数		
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	本課検討事項
知事直轄	7	0	0	0	0
総務部	1	0	0	0	0
総合企画部	2	1	0	1	1
環境生活部	5	1	1	2	1
健康福祉部	10	4	1	6	4
商工労働部	13	5	2	9	5

農政部	6	0	0	0	0	0
林政部	1	0	0	0	0	0
国土整備部	4	1	2	8	2	6
都市建築部	2	0	1	1	0	1
さく清流国体推進局	-	-	-	-	-	-
振興局	3	0	2	2	0	2
教育委員会	18	4	3	12	4	8
警察本部	2	0	1	1	0	1
その他	3	0	0	0	0	0
合計	77	16	13	42	17	25

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項  
是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
- ・指導事項  
現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項

監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。  
「-」は、監査未実施を示す。

## 報告書

### 第2 監査結果

監査の結果、29機関において、17件の指摘事項及び25件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

#### 1 知事直轄（7機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総合政策課	平成24年7月26日	東京事務所	平成24年7月27日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

#### 2 総務部（1機関）

実施機関名	実施年月日
歴史資料館	平成24年7月9日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

#### 3 総合企画部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総合政策課	平成24年7月26日	東京事務所	平成24年7月27日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
東京事務所	指摘事項	時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週間の所定の労働時間を超えた勤務に対して1時間外勤務手当25/100を支給すべきところ、勤務時間が所定の労働時間を超えていない勤務及び休日勤務手当の対象となる勤務に対して支給したことにより、1件6,940円が過払いとなっていた。 2 休日勤務手当1件12,489円が支払不足となっていた。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
秘書課	平成24年7月27日	広報課	平成24年7月18日
行政管理課	平成24年7月18日	危機管理課	平成24年7月13日
防災課	平成24年7月18日	原子力防災室	平成24年7月18日
消防課	平成24年7月18日		

#### 4 環境生活部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境生活政策課	平成24年7月26日	清流の国ぎふづく り推進課	平成24年7月31日
環境管理課	平成24年7月31日	男女参画青少年課	平成24年7月31日
人づくり文化課	平成24年7月31日		

## 【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
清流の国ぎふづく り推進課	指摘事項	旅費の支出事務において、支給対象となる車両の取扱いを誤ったことにより、1件5,846円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
環境管理課	指導事項	物品の処分事務において、平成23年度に売却した物品の物品処分等調書による出納通知が遅延しているので、今後は適正に処理されたい。

## 5 健康福祉部（10機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
健康福祉政策課	平成24年7月26日	医療整備課	平成24年7月30日
保健医療課	平成24年7月30日	生活衛生課	平成24年7月30日
薬剤水道課	平成24年7月30日	飛騨保健所	平成24年7月27日
保健環境研究所	平成24年7月27日	精神保健福祉センターゼ	平成24年7月27日
身体障害者更生相談所	平成24年7月27日	知的障害者更生相談所	平成24年7月27日

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
保健医療課	指摘事項	行政財産の目的外使用に係る使用料及び管理費の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 目的外使用の許可と同時に使うべき使用料10件2,082円の調定が約5か月遅延していた。 2 納入が遅延していた使用料1件258円及び管理費1件26,446円について、督促状による督促の手続きを行っていなかった。

機 関 名	指摘事項	内 容
飛騨保健所	指摘事項	修繕工事に係る契約事務において、工事場所が同一かつ工事内容及び工期が類似する複数の工事を集約して発注すれば、より経済的に契約できる可能性があるものが認められたので、今後は経済性を考慮した契約手続に努められたい。 岐阜県民健康意識調査委託業務に係る委託料の支出手務において、実際に支払われていない雇用保険料を委託対象人件費に含めた精算報告に基づき支払金額を確定したこと等により、2,066円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

## 【監査の結果】

		い。	
精神保健福祉センター	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当を支給したことにより、1件1,892円が過払いとなつていてので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
情報産業課	指摘事項	ソフトピアジャパンセンターへ居施設の利用料金に関する覚書に基づく納入金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。	
公認会計士	指摘事項	1 指定管理者による事業報告書の提出後に納入金額を確定し調定すべきところ、提出前に調定を行つていた。 2 納入金収入の会計年度を平成24年度とすべきところ平成23年度としていた。	
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商工政策課	平成24年7月17日	中小企業課	平成24年7月23日
労働雇用課	平成24年7月25日	企業誘致課	平成24年7月23日
産業技術課	平成24年7月23日	地域産業課	平成24年7月24日
商業流通課	平成24年7月24日	情報産業課	平成24年7月24日
観光課	平成24年7月24日	国際戦略推進課	平成24年7月23日
産業技術センター	平成24年7月27日	生活技術研究所	平成24年7月27日
情報科学芸術大学	平成24年7月27日		
指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を財産収入とすべきところ諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。		
観光課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当の支給をしたことにより、1件4,510円が過払いとなつていてので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
国際戦略推進課	指摘事項	旅費の支出事務において、夕食代が対外交流費で支出されているにもかかわらず宿泊料の減額調整を行わなかつたことにより、4件9,280円が過払いとなつていてので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
産業技術センター	指導事項	支出されているにもかかわらず宿泊料の減額調整を行わなかつたことにより、4件9,280円が過払いとなつていてので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
情報科学芸術大学	指導事項	開放試験室設置機器使用料の収入事務において、使用料金確定の都度に行うべき調定が最大で6日遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	
指導事項	立替金の取扱事務において、用務終了後5日以内に收支等命令者へ立替金を請求すべきところ、26日に請求していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。		
産業技術課	指摘事項	警備業務委託に係る契約事務において、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	
指摘事項	会計年度を平成24年度とすべきところ平成23年度と		

## 7 農政部（6機関）

(1)  
六 叩 証 公 告

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	平成24年7月27日	恵那農林事務所	平成24年7月11日
農業技術センター	平成24年7月27日	畜産研究所	平成24年7月11日
病害虫防除所	平成24年7月27日	中濃家畜保健衛生所	平成24年7月27日

工時分徴収額の調定が1か月以上遅延しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。  
 旅費の支出事務において、旅費システムで表示される最も合理的かつ経済的な経路を採用しないで鉄道賃を計算したことにより、1件220円が過払いとなつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

【監査の結果】  
 特に指摘及び指導する事項はなかった。

## 8 林政部（1機関）

実施機関名	実施年月日
林政課	平成24年7月26日

## 【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

## 9 県土整備部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美濃土木事務所	平成24年7月9日	多治見土木事務所	平成24年7月6日
恵那土木事務所	平成24年7月12日	古川土木事務所	平成24年7月12日

【監査の結果】  
 特に指摘及び指導する事項はなかった。

1 実施機関名  
 物品の現物実査実施要領に基づく平成23年度の現物実査において、供用主任者と同一の者を実査担当者に指定しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

2 実施年月日  
 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金21,000円及び修繕料14,657円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

平成24年8月27日

(5)

機関名	区分	内容
美濃土木事務所	指導事項	県が行う建設事業に対する地元市町村等負担金の収入事務において、起工同決期日に行うべき工事着

指導事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金122,317円が支払われていたので、道路バトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
指導事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金122,317円が支払われていたので、道路バトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

## 10 都市建築部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
水道企業課	平成24年7月13日	東濃建築事務所	平成24年7月6日

## 【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

## 11 振興局（3機関）

機 関 名	区 分	内 容
水道企業課	指導事項	<p>岐阜県公営企業財務会計システム維持管理業務の委託契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 平成22年5月1日から、契約からの暴力団を排除する措置を実施することに伴い、契約書及び特記仕様書に關係条文等を追加する必要があるにもかかわらず、従来の契約条項により契約を締結していた。</p> <p>2 委託業務契約に基づく委託業務完了届を微していなかった。</p>

## 12 教育委員会（18機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	平成24年7月17日	教育財務課	平成24年7月19日
教職員課	平成24年7月19日	教育研修課	平成24年7月19日
学校支援課	平成24年7月19日	特別支援教育課	平成24年7月25日
社会教育文化課	平成24年7月25日	スポーツ健康課	平成24年7月25日
文化財保護センター	平成24年7月27日	現代陶芸美術館	平成24年7月6日
岐阜北高等学校	平成24年7月9日	山県高等学校	平成24年7月9日
大垣養老高等学校	平成24年7月27日	多治見工業高等学 校	平成24年7月6日
土岐紅陵高等学校	平成24年7月6日	恵那高等学校	平成24年7月12日
中津川工業高等学 校	平成24年7月12日	吉城高等学校	平成24年7月11日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

## 【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 門 名	区 分	内 容
中濃振興局中濃事 務所	平成24年7月9日	東濃振興局

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

## 13 総務課（2機関）

事務所	8円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃振興局恵那事 務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金86,870円が支払われるとともに県有小型自動車1台が使用不能となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

			23年度の現物実査の時点で既に返却し、物品一覧表の記録と不突合が生じていたにもかかわらず、不突合なしとして出納員から所属長に報告していた。	札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			
山県高等学校	指導事項		授業料の納入遅延に係る延滞金の収入事務において、延滞金の算定を誤ったことにより、納入通知金額が1件100円過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	特殊勤務手当の支給事務において、修学旅行の引率に係る教育職員手当5件68,000円を支給していかつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			
大垣養老高等学校	指導事項		旅費の支出事務において、旅行諸費に加え交通実費を重複して支給したことにより、1件700円が過払いたくなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁の手続きをせず、予定期格を定めないまま売却していたので、今後は適正に処理されたい。			
指導事項			消防設備保守点検業務に係る委託契約事務において、点検が必要な消火器等消防設備の数量を十分確認することなく仕様書を作成し、予定価格を決定していたので、今後は適正に処理されたい。	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			
多治見工業高等学校	指導事項		物品の現物実査実施要領に基づく平成23年度の現物実査において、一部の実査担当者から出納員へ実査結果の報告がないまま出納員から所属長への結果報告を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	中津川工業高等学校	指導事項		旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
土岐紅陵高等学校	指導事項		旅費の支出事務において、出張用務の主催者から別途旅費が支給されているにもかかわらず、学校の経費からも旅費を支給したことにより、1件2,664円が過払いとなっていたので、速やかに措置することもに、今後は適正に処理されたい。	13 警察本部（2機関）			
			【監査の結果】				
			次のとおり指導する事項があつた。				
				実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
				山県警察署	平成24年7月9日	中津川警察署	平成24年7月11日
	指導事項						
				機 関 名	区 分	内 容	
				山県警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金2,330,980円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	
	指導事項						
			高等学校授業料に係る延滞金の管理事務において、授業料等延滞金管理簿が作成されていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	14 その他（3機関）			
			建設工事に係る契約事務において、公共工事の入	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日

選舉管理委員会中 選舉管理委員會東 選舉管理委員會惠 選舉管理委員會那	平成24年7月9日 平成24年7月6日 平成24年7月12日	選舉管理委員會西 選舉管理委員會那	平成24年7月12日
--	--------------------------------------	----------------------	------------

## 【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。